

Q6-12 労働組合法にある労働組合の形態について教えてください。

1、 組織：

1. 労働組合の組織は下記の 3 種類に分けられます(労働組合法第 6 条)。
 - a 企業別組合:同一工場、同一事業、会社法に定める支配会社およびその従属会社、または金融持株会社法(中国語:金融控股公司法(Financial Holding Company Act)) に定める金融持株会社およびその子会社の従業員により構成された組合。
 - b 産業別組合:同一産業に勤める労働者により構成された組合。
 - c 職業別組合:同一の直轄市、県(市)内の 関連職業技術を有する労働者により構成された組合。
2. 連合労働組合組織(同第 8 条)

労働組合は必要に応じて連合組織を結成することができます。全国を範囲として労働組合の連合組織が結成される場合の組合の数は、組合種類数の三分の一以上、かつ所在行政区域は全国直轄市、県(市)の総数の二分の一以上に達していなければなりません。
3. 労働組合数(同第 9 条)

労働組合団体の連結力を強化するため、各企業における労働組合、同一直轄市又は県(市)における同一種類の職業別組合は、一つしか結成することはできません。